

金沢市総合治水対策の推進に関する条例の一部改正（案）について

1 改正の趣旨

近年の豪雨により、山林の斜面等における太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備の崩落や土砂流出被害が発生しています。太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備の設置は、雨水の流出量を増大させることから、浸水被害の発生及び拡大を防止するため、金沢市総合治水対策の推進に関する条例の一部を改正します。

2 改正の内容

開発事業（※1）に該当する行為について、次のとおり改正します。

改正案	現 行
ア 開発行為 イ 建築物の建築又は大規模の修繕 ウ 駐車場の新設又は既設の駐車場に 係る土地の区画形質の変更 エ 土地の舗装 オ 太陽光発電その他の再生可能エネ ルギー発電設備（※2）の設置又は 変更	ア 開発行為 イ 建築物の建築又は大規模の修繕 ウ 駐車場の新設又は既設の駐車場に 係る土地の区画形質の変更 エ 土地の舗装 〔新設〕

（※1）市内で1,000平方メートル以上の土地に係る事業となる場合には、市長に雨水排水計画書を提出し、協議しなければならない事業です。また、この場合には、開発事業の前後で雨水流出量が同程度になるよう抑制する必要があります。

（※2）太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等の発電設備（附属設備を含む。）をいいます。



太陽光パネル設置イメージ（経済産業省 資源エネルギー庁 HP より）

○太陽光パネルが設置されると雨水が浸透せず低い場所に集まり斜面等の崩落が懸念されます。

○調整池等雨水流出抑制施設の設置が必要となります。

3 今後の予定

議会での議決後、令和4年7月1日以降に着手する開発事業からの適用を目指します。